

世界遺産登録が地域に及ぼした影響

○柴崎茂光・竹内泰志(岩大)・山田芽実(元岩大)・庄子康(北大)・永田信(東大)

はじめに

2008年10月現在、日本には、世界遺産が14箇所(自然遺産3箇所、文化遺産11箇所)が存在する。そして、世界遺産ブームと地域振興に結び付けようと、日本各地で世界遺産登録の推進活動が行われている。その一方で、『ガラパゴス諸島』が、移住者の急増やそれに伴う環境悪化によって、2007年に危機遺産リストに記載されるなど、世界遺産がもたらす負の側面が近年顕在化してきた。

本研究では、白神山地(青森県側)を対象として、白神山地(青森県側)で実施されている観光業が地域社会に及ぼす経済・社会的影響を把握することとした。具体的には、①直接的経済効果を、深浦町十二湖地区(遺産地域外)において測定するとともに、②西目屋村暗門地区(緩衝地域)を対象に、エコツーリズムの実態を明らかにすることとした。

調査地・調査方法

白神山地は、青森県と秋田県にまたがる、総面積が約13万haの山岳地帯の総称であり、核心部の原生的なブナ林の内約1.7万haが1993年に世界自然遺産として登録された。遺産地域は、核心地域とそれを取り囲む緩衝地域から構成される。暗門地区には暗門の滝があり、遺産地域に容易にアクセスできる場所として人気があり、エコツーリズム業が白神山地において最も盛んに行われている場所といえる。また十二湖地区には、33の湖が存在し、遺産登録地域外とはいえ、白神山地(青森県側)の主要な観光地となっている。

暗門地区については、2007年7~8月に実施した観光客へのアンケート調査(有効回答472名)や、同年に実施したガイド業者(5社)への聞き取り調査結果を活用した。十二湖地区については、2007年8月に観光客を対象としたアンケート調査の調査結果を用いた。なおアンケート調査は、対面式(有効回答586名)、郵送式(有効回答152名)の2種類実施した。

結果

(1) 直接的経済効果の推定

観光客の属性は、個人客(有効回答425名)とツアー客(有効回答161名)で大きく異なった。具体的には、①ツアー客の方が、遠方(おもに関東)からの高齢者が中心であり、また観光地も十二湖以外を周遊していた。②深浦町で観光客が消費する金額は、個人客全体で4.6億円なのに対して、ツアー客の場合には、1.4億円に留まった。

(2) エコツーリズム(ET)の実態

①ETの84%が11名以上の大規模なグループではあるが、整備されたコースを利用し、環境への影響を小さく抑えていた、②ETガイドの狙い通りに暗門地区に対するET客のイメージが変化しており、一定の環境教育効果があった、③個人旅行でETを利用する客(個人ET客)の方が、パッケージツアーを利用するET客(ツアーET客)に比べて、村内宿泊割合が高く、経済波及効果が大きい、④個人ET客の73%は、自然・環境に対して高い意識を有している、⑤ツアーET客の中には、『ガイドの声が聞こえない人がある』といった不満を抱えている人がある、⑥旅行代理店の要望により、ETガイドはツアーET客を大人数・短時間で案内しているが、提供できるガイド内容にガイド自身が不満をもっている、⑦現状では個人ET客の総数が少ないため、ガイドにとって単位時間あたりの経済的効率性が高くなるのはツアーET客であること、等が判明した。

(連作先：柴崎茂光 shiba@iwate-u.ac.jp)

大雪山国立公園における協力金徴収に対する登山者の態度

○愛甲哲也(北大農)・菊地厚作(北海道)・庄子康(北大農)

はじめに

自然公園における入園料の必要性は早くから指摘され、世論調査においてもその必要性は認知されているものの、実際には限定された施設を対象とした協力金の徴収にとどまっている。また、その徴収対象や方法は様々であり、徴収率の向上が課題となっている事例もある。

本研究では、大雪山国立公園の登山者を対象とした意識調査から、協力金の実際の認知度、協力を得やすい徴収方法をさぐり、自然公園における費用負担のあり方を探ることを目的とした。

方法

大雪山国立公園の黒岳、白雲岳、姿見・旭岳温泉で、2008年7月から9月にかけて意識調査用紙を配布し、郵送で回収した。登山の形態、協力金の認知度・支払い、今後の望ましい徴収方法・場所、管理費用の負担、属性を質問した。有効回答率は47.4% (N=1374) であった。

結果

協力金の認知度と支払い率は、黒岳トイレで最も高く、姿見周辺で低かった。

徴収場所は、登山口で徴収し、かつ施設を利用するたびに徴収するのが良いとする回答が多かった。徴収方法は、有人で徴収する、もしくはガイドやパンフレットなどの料金の一部に含ませる方法が支持された。

登山道や野営地、トイレなどの施設ごとの管理において、公費、協力金、利用料のいずれが望ましいかについては、「公費と利用料の組み合わせ」が多く支持された。しかし、施設により、登山道の整備やパトロールは、公費の比率がやや多く、駐車場や野営地は利用料金の比率がやや多くなり、自己負担の割合は異なった。

まとめ

公園管理における費用の負担は、国と利用者で分担して行うのが良いとする回答が最も多く、利用者の多くは公園管理に公費が必要としつつも、自己負担をすることをある程度容認していると考えられる。協力金を用いるべき管理対象と公費を多く用いるべき管理対象があると考えられており、利用者の意識に沿った協力金を導入することで協力率が向上し、維持管理の充実を図ることができると考えられる。

(連絡先：愛甲哲也 tetsu@res.agr.hokudai.ac.jp)

A study of roles of trail signs for foreign climbers at Mt. Fuji

○Thomas E Jones, Kiyotatsu Yamamoto(東大院), Shigeo Aramaki (山梨県環境研)

1. Introduction & Aim Mt Fuji is a composite volcano in Fuji-Hakone-Izu, the most visited national park in Japan. The number of climbers increased rapidly in 2008, with estimates of over 300,000 exceeding past records. This included a large increase in foreign climbers, reflecting national inbound trends, but there has been little monitoring of foreign climbers and few attempts to manage their climbing experience. One vital interface between national park managers and visitors are trail signs; the role of this fundamental method of communication will be examined in this paper from a foreign climber perspective.

2. Methodology. An English questionnaire was distributed at Fuji-Yoshida, traditionally the most popular of the 4 main trailheads, to target foreign climbers on their descent. A total of 439 questionnaires were collected over 4 days in August, the peak month. As well as monitoring socio-economic trends, questionnaires investigated the roles of trail signs; a key form of communication employed by national park managers to direct climbers by providing distances to destinations, identify facilities, warn climbers of dangers, educate climbers, interpret interesting natural features and list regulations.

3. Results. The lack of existing data on foreign climbers first necessitated a socio-economic profile, shown in Table 1. The usefulness of trail signs was respectable, with an overall 6.4 on the Likert scale from 1-10. 53% also concurred that the number of trail signs was just right and of the six core roles of trail signs mentioned above, only Interpretation was found insufficient, with a refusal rate of 65%. Despite the bias of the English questionnaire, these results offer a foreign perspective on the roles of trail signs, highlighting essential improvement areas such as the descent route, especially around Edoya Hut. Interpretation and Distance functions of trail signs need improvement.

64% SEX - MALE
64% AGE - 20s
92% 1st FUJI ASCENT
79% REACHED SUMMIT
82% NO GUIDE
AVG EXPENDITURE \13313

4. Conclusions. Renovating trail signs is symbolic of the sustained cooperative effort required to draw up a comprehensive management plan for Mt Fuji given the recent movement towards World Heritage Cultural designation. This research has profiled foreign climbers and investigated the role trail signs play for this expanding visitor segment, providing data that can be used as a consensus-building tool among local stakeholders, offering recommendations for dispersal of limited budgets and encouraging effective management.

(連絡先 : Tom E Jones : tjones@fr.a.u-tokyo.ac.jp)

自然公園管理における合意形成の展開過程 —早池峰国定公園の協議会を事例として—

○石場圭太・土屋俊幸（東農工大院農）・山本信次（岩大農）

背景・目的

地域制自然公園では公園内に土地所有者が多数いることから、管理には多くの主体の参画が求められており、そのことは環境省が2007年3月に発表した「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」の中でも述べられている。

多様な主体が公園管理に参画する場合、それらの主体間で合意形成を図りながら公園管理を行なっていくことが望ましい。そのためには各主体間で議論する「場」が必要不可欠であり、自然公園でその「場」として想定されるものの1つが、各問題に対して作られる「協議会」である。

本研究ではこの「協議会」に着目し、自然公園における合意形成の実情と課題を明らかにする。

調査地・研究方法

調査地は岩手県にある早池峰国定公園である。公園内の早池峰山（標高1982m）は百名山の1つであり、年間約2万人（2007年）もの登山客が訪れる。早池峰山にはハヤチネウスユキソウをはじめとした固有種、珍しい高山植物が多数存在し、高山植物の宝庫と言われている。

本研究ではこの公園での合意形成の過程を3つのステージに分け、資料・聞き取り調査をもとに各ステージでの主要な出来事・各主体（県、自然保護団体、地域住民など）の関係などを明らかにし、早池峰国定公園の協議会が合意形成の「場」として機能しているかどうか評価する。

合意形成の過程

I、各主体同士の話し合いの場がほとんどない時期（～1999年）

多くの問題がでてきたものの、その問題について主体同士で協議する場が存在しなかった。

II、関係者同士が議論する場が作られた時期（1999年～2002年）

早池峰地域保全対策懇談会が県によって作られる。行政、自然保護団体、山岳会、研究者などが主にトイレ問題について議論し、1999年から2年間で計11回行われる。議論の中で行政と民間団体民が具体的に早池峰について議論する場が必要だという意見があり、それを受けて懇談会終了後、2002年に「早池峰地域保全対策推進協議会」が作られた。

III、議論から行動へと発展していく時期（2002年～2008年）

「早池峰地域保全対策推進協議会」で作られる早池峰地域保全対策事業実施計画を元に、マナー啓発運動や交通規制などの活動が行われている。

今後に向けて

本調査地の協議会は公園管理の方向性をある程度決定することができたため、合意形成の「場」として機能していると言える。しかし、合意形成の過程に地元住民の意見が反映していたとは言いがたく、今後は地域住民の意見をいかにして汲み取って合意形成を行っていくかが課題である。

（連絡先：石場圭太 k-e-i-t-a.1025@hotmail.co.jp）

地域制自然公園管理における市民団体の役割 —上信越高原国立公園・浅間山麓を事例として—

寺井友衣子・土屋俊幸（東農工大院農）

はじめに

日本の自然公園は地域制自然公園であるため、その管理体制は、国や都道府県のみならず、市町村や企業、市民（団体）といった多様な主体の参画と連携によって構築されるべきである。とりわけ、市民団体の国立公園管理への参画は重要である。環境省によってまとめられた提言の中でも、多様な主体の参画する国立公園管理において、専門的な知識や経験を持つ市民団体が重要な役割を担っていくことが期待されている。そこで、本研究では多様な主体の参画と連携による自然公園管理において、市民団体がどのような役割を果たしているのかということ进行を考察したい。

なお、市民団体とは、市民によって構成され、自発的な活動を行う団体であるという一般的な定義に加え、自然や国立公園に関する専門的な知識を有する団体とする。

調査方法

浅間山麓で活動している NPO 法人である浅間山麓国際自然学校（以下 AOS）を主な調査対象とし、自然保護官事務所（環境省）・森林管理署（林野庁）・関係都道府県や市町村・周辺の他の市民団体などの、21 主体に対して聞き取り調査を行った。なお、調査期間は 2007 年度の 8 月 22 日から 12 月 20 日までである。

結果と考察

調査の結果、AOS は自然環境教育のみならず、施設管理や希少種保護活動といった幅広い管理活動を行っていることが分かった。また、個々の活動は AOS が単独で行っているというよりも、AOS が事務局となり環境省・林野庁・市町村・地元の市民団体との連携の上で行っているケースが多いことが分かった。AOS 設立の前後を比較すると、以前は個々の主体が独自に管理活動を行っていた状況にあったが、AOS が設立され、様々な活動を行い、かつ事務局としての役割を發揮するようになったことにより、多様な主体の意識を自然公園管理に向け、多様な主体が自然公園管理に参画するためのきっかけを提供しつつあることが分かった。

以上より、本研究では、国立公園管理における市民団体の役割としては、多様な主体の参加する合意形成の場の中心として様々な主体をまとめる役割が最も重要だと考えた。市民団体は、市町村等と異なり活動エリアに境界を持たず、自然に関する専門的な知識を有する主体である。このような主体が、活動を進めていく中で様々な主体を自然公園管理に巻き込こんでいくことで、地域制公園である日本の自然公園の管理において必要とされる、多様な主体が参画しかつ連携した自然公園管理の実現が可能となるのである。この役割は、管轄が広いため特定の地域に集中した管理活動を展開することが難しい環境省や林野庁、また三位一体改革によって財政的な理由から自然公園管理に参画するのが困難になりつつある都道府県、様々な分野の活動を包括的に行わなければならない、自然公園管理を優先的に行うことが難しい状況にある市町村では担うことの出来ない重要な役割である。

（連絡先：寺井友衣子 50008537011@st.tuat.ac.jp）

ヨーロッパにおける地域制自然公園制度の展開過程 —「制度の成長」と「ルネッサンス」—

土屋 俊幸（東農工大院）

はじめに

本報告では、地域における各主体間の合意形成を基盤として、自然環境の保全と持続的な地域振興（その中心は観光開発である）を同時に図っていくための戦略的ツールとして、地域制自然公園を捉え、そのヨーロッパにおける展開の特徴を明らかにしたい。

これまで、われわれは、アメリカ合衆国の国立公園を代表とするいわゆる営造物公園を自然公園の理想的な形として描き、地域制自然公園は「亜流」という捉え方をすることが多かった。しかし、多様な土地所有の存在を前提として、規制と誘導、さらには関係主体間のパートナーシップというというはるかに洗練された手法で、持続的な地域経営を行おうとする地域制自然公園は、非常に現代的なシステムであると言える。

さらに、地域制自然公園は、多様な土地所有、多様な経営体の存在を前提にしているから、意思決定は地域の広範な利害関係者（ステイクホルダー）間の合意形成に依る必要がある。各レベルの行政、企業、町内会・自治会等の住民団体、NPO、各種の自主的な市民・住民団体、そして個人が、地域において、良好な自然環境を持つ土地の保全、希少な動植物及びその生息地の保護、良好な自然・歴史・文化景観の保全、エコツーリズム・グリーンツーリズム等による地域振興・地域活性化などの地域の抱える諸課題について、協議し、方針を決め、分担して実行するという仕組みは、まさに昨今言われている「地域環境ガバナンス」の典型例と言える。

「ルネッサンス」と「制度の成長」

ヨーロッパでは、この30年ほどの間に、自然公園に対する考え方が大きく変わって来たように思われる。地域制自然公園のシステムを評価し、積極的にそうした地域を設立して行こうという考え方が、ヨーロッパで同時並行的に起こっている。こうした現象を「地域制自然公園のルネッサンス」と呼ぼう。それは大きく言えば、隔離主義から融合主義へのパラダイム転換と言える。

ではそうしたパラダイム転換がどのような手段で行われたかであるが、それは、イングランド・ウェールズで典型的なように、規制力、自治力のない非常に「弱い」制度から始まり、徐々に「強い」制度に「成長」することを通じて成し遂げられたのだった。同様の過程はイタリアでも見ることができる。

おわりに

パラダイム転換と日本において2007年に公表された「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」との関係を考えるならば、「提言」は欧米の動向の延長線上に位置づけられるものであることがわかる。そうした同時性は、人口が稠密な地域に成立した高度な資本主義国・地域である以上、ある意味当然なことだった。

しかし、現実に日本で、「提言」の内容を実現するには多くの障害があり、またヨーロッパの「ルネッサンス」の内容とも隔たりがある。日本においても、不断の「制度の成長」が図られる必要がある。

ヨーロッパの自然公園における地域協働

八巻一成（森林総研東北）

はじめに

地域制の自然公園制度を採用するわが国において、地域協働による公園管理の重要性が認識されてきている。本研究では、わが国と同じく地域制を採用するヨーロッパを対象に、地域協働が制度上どのように行われているのかを明らかにする。

調査方法

イギリス、ドイツ、イタリアで制度化されている自然公園を対象に現地調査を行った。具体的にはイギリスの国立公園(National Park)、特別景勝地域(Areas of Outstanding Natural Beauty)、ドイツの国立公園(Nationalpark)、自然公園(Naturpark)、イタリアの国立公園(Parco Nazionale)、地域自然公園(Parco Naturale Regionale)である。現地での聞き取りおよび収集した資料をもとに、各公園組織の意思決定部門の実態を明らかにした。

結果と考察

イギリスでは2000年田園および通行権法により、国立公園、特別景勝地域の管理組織は国、地方自治体から指名された者によって構成されることが規定されている。ピーク・ディストリクト国立公園では国からの選出は14名であり、うち8名が内務省、6名が最小行政単位である教区から選出されるほか、郡、市町村といった地方自治体からは16名の合計30名が選出される。コッツウォルズ特別景勝地域では、国、教区、地方自治体から各々15名、8名、17名の合計40名が選出される。

ドイツでは、各公園の設置に関する条例や規則で管理運営組織の構成が決められている。バイエリッシャーバルト国立公園は100%州有地であるため、管理は基本的に州が設置する公園局によって行われてきた。しかし、関係市町村が参加できる話し合いの場がなかったことに対する不満から、関係市町村が加わる国立公園協議会が1997年に設立された。その構成は、関係市町村長11名、郡長2名、隣接する自然公園の担当者1名の他、公園局担当者となっている。ザール・フンスリュック自然公園は、公園区域内の18市町村および4郡の長の22名を会員とする総会で公園運営の意思決定が行われる。

イタリア国立公園局は、自然保護の枠組みに関して規定する法律394号により、局長および12名の委員で構成される評議会の設置を定めている（全国共通）。評議員は指名により選出され、環境国土省、農林水産省、環境保護団体、関係学会により、各々2名、1名、2名、2名が指名されるほか、公園地域に含まれる自治体によって構成される公園連合会から5名が選出される。地域自然公園は地域（州）が指定する公園で、シレンテ・ベリーノ地域自然公園の場合、州、大学、環境団体による指名が各2名、2名、1名となっているほか、公園協同体から6名の合計11名によって構成される。

細かい点では違いが見られるものの、今回の事例ではすべて、公園運営の意思決定に地域関係主体が関与するという形で地域協働が制度化されていることが明らかとなった。

（連絡先：八巻一成 yamaki@ffpri.affrc.go.jp）

フランス地域自然公園制度の展開過程

山本美穂(宇都宮大学)・古井戸宏通(東京大学)

はじめに

1967年に創設されたフランスの地域自然公園(以下、PNR)制度は、その区域設定および計画の手法、これに参画する多様なステークホルダーおよび管理運営主体、国・地方自治体との関係などにおいて、示唆に富む仕掛けを持つ。2008年2月現在、21の州、68の県、300万人が暮らす3,706のコミューン、フランス国土の13%をカバーする45の地域自然公園がある。本報告では、PNR制度の40年間の展開過程を追いつつ、その制度上の性格および歴史的背景、区域設定のやり方、国土整備における位置づけ、組織と運営、森林政策への制度上の応用などについて明らかにする。

制度上の性格など

- PNRは、観光客受け入れ、歴史的遺産および景観保全に努める一方で、住民生活に直結する地域の持続的発展のツールとして機能する。これら「公園」は、日本における公園のイメージと異なり、国と対等な関係で計画のための協定(憲章)を結び、主体的に運営される持続的地域として存在する。また、国立公園や自然保護地域などと比べ大きな違いは、開発と保護の目的間で調整が行われること、すべてのパートナーの自発性において、憲章というかたちで活動が遂行されることである。キーワードは、区域 *territoire*、企画 *projet*、契約 *contrat* で示される。
- 早くから国土の開発が進んだ農業国フランスでは、アメリカのように広大な原生的自然を対象とする国立公園のような制度は馴染まず、国立公園の設置も欧米では遅い方であった。PNRの設置については、戦後復興を終え中央と地方との格差が拡大する1960年代の時代背景を強く反映し、地方分権に先立つ形でスタートしている。
- PNRのゾーニングは、所与の行政区分や機械的な線引きではなく、公園に関与するすべての利害関係者の間で協議され、最終的には公園憲章を支持するコミューンの住民によって主体的に決定される。
- 1983年に導入された国・州間計画契約制度は、国と州が域内の全体的戦略や財政負担について契約するもので、EUの資金も得ることができ、小規模コミューンをも組み込むことができる。PNRは、憲章に基づく地域計画の遂行という点で、この国・州間計画契約に先立って制度設計上のアイデアを提供したと言える。
- 2001年改正森林法典に謳われた森林憲章は、PNR制度から多くのアイデアを採り入れた形となっている。森林憲章の推進主体として目立つのが、コミューンを構成要素とした様々なコミューン間広域行政組織EPCIと、ペイ、PNRである。活動の地理的範囲と推進主体が同じ場合、森林憲章を地域戦略として進める上でのやり易さがある。

以上、PNR制度の展開過程の整理によって、あるひとまとまりの空間である地域の管理、森林の管理における分権化、協働のための制度上のアイデアを見出すことができる。

(連絡先: 山本美穂 mihoyama@cc.utsunomiya-u.ac.jp)

イングランド自然公園の管理・計画システム

柿澤宏昭（北海道大学）

はじめに

土屋は地域性国立公園の持つ現代的意義として自然環境の保全と持続的な地域振興の同時追求を挙げ、地域環境ガバナンスの典型例といえると指摘した。本報告ではイングランドの自然公園を対象として、管理・計画システムを明らかにし、どのように地域環境ガバナンスを達成しようとしているのかについて明らかにする。

イングランドの自然公園制度

イングランドの自然公園には国立公園と AONB (Area of Outstanding Natural Beauty) という二つの種類があるが、いずれも都市農村計画法という空間計画制度を基礎に存在し、自然公園の管理主体は自治体的な性格を持っている。本報告では国立公園に絞って議論を行うこととする。国立公園は National Park Authority が管理し、公園域内の計画権限を有している。以下、ピークディストリクト国立公園を事例として管理・計画システムについて述べる。

ピークディストリクト国立公園の管理システム

ピークディストリクト国立公園は、イングランドのほぼ中央部に位置する。Authority には意思決定を行う Board があり、これに実際の管理を行う職員組織が伴っている。Board は定員 30 人で、Board メンバーの 8 割が地元の自治体や集落から選出されることとなっており、地元の意向が反映されやすい。公園域内の 8 割が私有地であり、社会経済振興など計画以外の権限を自治体を持っていることから、公園組織単独での公園管理は困難であり、自治体・政府機関・NPO・地域住民など様々な主体との協働を重視している。

ピークディストリクト国立公園の計画システム

国立公園管理の基礎は計画権限にあり、空間計画の策定を計画システムの中軸においてきた。しかし、地域社会経済の持続性と保全を統合的に考えることの重要性が認識され、総合的な将来ビジョンとそれに向けた行動を記述した管理計画を重視するようになり、これを中心にすえた公園管理が行われるようになってきた。管理計画の下に、生物多様性保全計画など個別分野の計画を策定するとともに、特定の地域に焦点を絞った計画を策定しているとともに、これらを実行するための多様なパートナーシップが形成されている。また制度的には Authority の権限ではない社会経済振興にも自治体と協力しつつ積極的に関わってきている。

まとめ

イングランドの国立公園は計画権限を拠り所としつつも、社会経済も含めた持続性を統合的に追及し、公園管理のガバナンスを構築してきている。公園管理の基本は地域社会の持続性の確保にあるとの認識が根底にある。国立公園は自然環境保全と持続的社会的構築という点でモデル的な位置づけを持っているといえる。

（連絡先：柿澤宏昭 kaki@for.agr.hokudai.ac.jp）

イングランド自然公園における地域振興

岩手大学 広田純一

1. はじめに

1995 環境法では、国立公園の目的が修正されるとともに、その目的を達成するために、「国立公園に含まれる地域の経済的社会的福祉の促進を追求」することを義務として定めた（同法第 62 条）。また、各公園の独立した計画策定・管理組織として国立公園局の設置が定められた（第 65 条）。以後、国立公園局による地域振興が積極的に行われるようになってきている。本稿では、イングランドでも特に活発な地域振興策を推進しているピークディストリクト国立公園を事例に、公園管理局による地域振興の実態を紹介する。

2. 国立公園における地域振興の背景

イングランドの国立公園の大半は、農畜産業が営まれている農山村地域であり、ピークディストリクトなど一部の国立公園を除けば、大都市から比較的離れた遠隔地に位置する。農業の生産性は一般に低く、いわゆる条件不利地域に属する土地が多い。さらに近年は、口蹄疫や BSE 問題、そして EU からの農業補助金の削減などによって離農が増加し、農畜産業に代わる基幹産業が乏しいなかで、地域の人口減少にもつながっている。

他方、国立公園内では厳格な土地利用規制によって良好な自然景観が保持され、レクリエーション施設の充実もあって、最近では都市からの移住希望者（とくに定年者）が急増している。このことは、公園内の住宅開発の規制と相まって住宅価格の高騰を招き、地域住民（とくに若者）の住宅取得難を引き起こしている。

こうした事態は、国立公園の自然美（農山村の文化的景観）の衰退を招きかねず、公園管理局が農畜産業の活性化や地域の住宅問題等に取り組む背景となっている。

3. 農業・農村活性化

(1) 農産物等のブランド化（Environment Quality Mark：E Q M）：国立公園局による認証制度で、公園の美しい景観や豊かな自然環境の中で生産される農産物やサービスに付加価値をつけて販売することを目的としている。現在、食品・飲料、工芸品、民宿、その他の 4 部門で、認証を受けた農場や団体が営業を行っている。

(2) 財政支援：Environmental Stewardship Scheme (Natural England), The Rural Development Programme for England (DEFRA), English Woodland Grant Scheme (Forestry Commission), Environmental Enhancement Scheme (Peak District National Park Authority) など、国の機関や国立公園局のファンドによる農業者、企業、ボランティア団体等への支援を行っている。

(3) アドバイス (Peak District Land Management Advisory Service)：農業者や土地管理者を対象とした相談サービスで、小規模ファームビジネスの開業、環境保全型農業、各種助成金や規制制度の解説、経営の多角化へのアドバイス等、あらゆる相談を一つの窓口で受け付けようというものである。

4. 住宅供給 (Affordable housing)

国立公園内の低所得者（とくに若年者）向けに安価な住宅を供給する政策であり、実勢価格の 1/3 程度の賃貸料で入居できる。

5. おわりに

報告では、国立公園との比較で、特別自然景観地域 (AONB:Area of Outstanding Natural Beauty) での地域振興策についても触れる予定である。

(連絡先：hirotaj@iwate-u.ac.jp)